

## 松田綜合法律事務所：インド法務アップデート

### ～続：インド法人に追加で求められるコンプライアンス要請～

2019年3月22日  
松田綜合法律事務所  
弁護士 久保 達弘

以前お伝えしたとおり、最近、インド政府は、インド法人に対するコンプライアンス義務を加重しています。

2019年2月19日に一連の要請についてご報告した後、2月21日に、インド企業省(MCA)が通達を通じて新たなコンプライアンス要請を発表しましたので、ご案内申し上げます。

(※なお、本記事は、速報性を重視して作成しておりますが、政府発表の内容自体が不明確な場合や、発表後に内容や手続実務が変更される場合もございます。そこで、具体的な対応の際には、最新情報の確認や、改めて専門家意見を取得することの必要性についてもご検討ください。)

#### **2019年2月21日に追加された要請：登録事務所の本人確認(KYC)手続(※期限は、2017年12月31日までに設立されたインド法人について、2019年4月25日まで。)**

インド企業省(MCA)は、2019年2月21日に2014年会社(設立)規則を変更し、2月25日付で発効させました。

これによると、2017年12月31日までに設立された全てのインド法人は、2019年4月25日までに、登録事務所の本人確認(KYC)手続、すなわち、登録事務所とメールアドレスが実際に届出通りに利用されていることを証明する手続を踏まなければならないとされています。

具体的には、以下の手続を行う必要がございます。

- 会社の登録事務所の住所をはじめ、取締役、会社秘書役、主要経営責任者(KMP: Key Managerial Personnel)、監査役、年次報告書など、会社の現状に関する情報を記載した様式「e-Form ACTIVE (INC 22A)」を作成し、オンラインでファイリング。
- オフィスの外観の様子(看板など社名が確認できるものを一緒に撮影)と取締役の1人と一緒に撮影した写真と、オフィスの中の様子と同じ取締役とを一緒に撮影した写真、の2種類の写真を上記様式に添付。
- 会社のメールアドレスに送られてくるワンタイムパスワードで認証手続を行う。

- ファイリングに際しては、2名の取締役（うち1人は写真に写った取締役）の電子署名証明（DSC: Digital Signature Certificate）を用いる。

今回の通達は、2019年4月25日までの1回のファイリングだけが義務付けられており、毎年更新するような要請は特に定められていません。（その後、登録事務所が変わった場合に何をすべきか、という点も特に定められていません。）

また、2018年1月1日以降に設立された会社については、今回は何も述べられていませんので、少なくとも現時点では対応は不要となります。（ただ、今後、新たな通達が出される可能性はありますので、続報にご注意ください。）

いずれにせよ、例によって、今後も修正必至の制度に思えますので、何かアップデートがあった場合には改めてお知らせする予定です。

---

この記事に関するお問い合わせ、ご照会は以下の連絡先までご連絡ください。

弁護士 久保 達弘  
kubo@jmatsuda-law.com

松田綜合法律事務所  
〒100-0004  
東京都千代田区大手町二丁目6番1号  
朝日生命大手町ビル7階  
電話：03-3272-0101 FAX：03-3272-0102